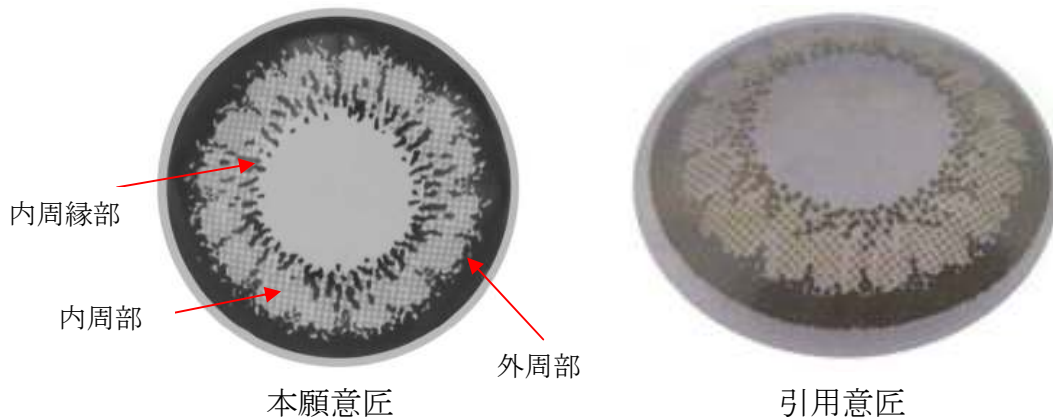


## 「コンタクトレンズ意匠」 審決取消事件

### 【事件の概要】

下記本願意匠と引用意匠が非類似と判断された。



### 【事件の表示、出典】

H23. 11. 30知財高裁 平成23年（行ケ）第10159号事件  
知的財産裁判例集HP

### 【参照条文】

意匠法3条1項3号

### 【キーワード】

意匠の類似

#### 1. 特許庁における手続の経緯

原告は、平成21年7月8日、「本願意匠」について、意匠に係る物品を「コンタクトレンズ」として意匠登録出願（意願2009-015557、以下「本願」という。）をしたが、平成22年4月21日、拒絶査定を受け、これに対し、同年8月4日、不服の審判（不服2010-17433号事件）を請求した。特許庁は、平成23年3月28日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年4月11日、原告代理人に送達された。

本件審決は、要するに、本願意匠は、平成17年5月30日発行の大韓民国意匠商標公報（CD-ROM番号：2005-27）に記載されたコンタクトレンズの意匠（別紙第2のとおり、以下「引用意匠」という。）と類似するから、意匠法3条1項3号に掲げる意匠に該当し、意匠登録を受けることができない、と判断した。

## 2. 裁判所の判断

当裁判所は、本願意匠が、引用意匠に類似するとした審決の判断には誤りがあると判断する。その理由は、以下のとおりである。

### 1) 事実認定

甲1ないし甲12及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

#### (1) 本願意匠

本願意匠は、模様及び彩色が施された「コンタクトレンズ」に係る意匠であって、全体の形状は、球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体である。同意匠の中心に位置する「小円形状部」と「最外周部」とを除いた部分は、中央を中心とする3つの同心円状の部分に分けられる。

以下では、各部の名称とその指す部分について、外側から順に、

- ア 最外周部の隣接内側に位置した濃黒色の部分（ただし、中心に向けて棒状に延出した灰色部分を除く。）について「外周部」との名称を用い、
- イ 外周部の内側に位置し、淡い灰色に着色された格子状の模様からなる部分等（ただし、外周部から中心に向けて棒状に延出した灰色部分を含む。）について「内周部」との名称を用い、
- ウ 内周部の内側に位置し、内周部から中心に向かって濃黒色又は灰色に着色された棒状の模様の施された部分について「内周縁部」との名称を用いる。

「外周部」は、全体が、濃黒色に着色されているが、内周部と接する領域において、白い斑点形状及び棒状形状の模様が点在している。

「内周部」は、①下地として、淡い灰色に着色された直角に交差する、ある程度の幅を有する直線が、規則正しく施されていることから、全体に格子状模様が描かれ、また、②灰色に着色され外周部から中心部に向けて延出した「棒状形状」（各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）及び「斑点」が描かれている。

「内周縁部」は、①内周部と同様に、下地として、淡い灰色に着色された直角に交差する直線が、規則正しく施されていることから、格子状の模様が描かれているが、他方、②濃黒色又は灰色に着色され、内周部から中心に向かって棒状形状（各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）及び「斑点」が密集して、描かれている。棒状形状は、長ささまざまであり、いずれも、中心点から、放射状に配置されている点で共通する。棒状形状のうち長いものは、内周部の棒状形状と連結して、あたかも一本の棒のように描かれている部分がある。

## (2) 引用意匠

引用意匠は、模様及び彩色が施された「コンタクトレンズ」に係る意匠であって、全体の形状は、球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体である。同意匠中の中心に位置する小円形状部分と最外周部とを除外した部分は、中央を中心とする3つの同心円状の部分に分けられる。

以下では、各部の名称とその指す部分について、外側から順に、

- ア 最外周部の隣接内側に位置した濃黒色の部分（ただし、中心側に山状に延出した濃黒色部分を除く。）については、「外周部」との名称を用い、
- イ 外周部の内側に位置し、薄墨色（判決注 色彩は、認定の対象から除外する。以下同じ）に着色された小さめの小円が配置されている部分等（ただし、濃黒色に着色された外周部から中心に向けて山状に延出した部分を含む。）については、「内周部」との名称を用い、
- ウ 内周部の内側に位置し、内周部から中心に向かって濃黒色に着色された、やや大きめの小円が配置された部分については、「内周縁部」との名称を用いる。

「外周部」は、全体が濃黒色に着色されているが、内周部との境界部分では、濃黒色に着色された小円が存在するように描かれている。

「内周部」は、①薄墨色に着色された小さめの小円が、縦横に等距離をおいて規則正しく描かれ、また、②外周部との境界においては、濃黒色に着色された小さめの小円により構成され、山形形状ないし棒状形状（各形状は、その高さはほぼ一様であるが、裾が広がり、小円により構成されていることが明瞭に確認できる態様で描かれている。）が、外周部から中心に向けて延出するように配置されている。

「内周縁部」は、①濃黒色に着色された、やや大きめの小円が配置されていること、②中心部との境界部分は、すべての列にわたって配置されていることから、「内周縁部」と「中心部」との境界は、真円状に明確に区別されているように描かれていること、③これに対し、内周部側方向に至るほど、濃黒色小円が欠落して配置されていることから、濃黒色小円の集合によって形成される全体は、三角形が連続する山様形状を呈していること、さらに、④中心点からの外側に向けて、「棒状」形状からなる図形は、全く存在しないこと、⑤上記「濃黒色小円からなる上記山形形状」と前記「内周部における濃黒色小円からなる山形形状」とは、かなり離隔して配置されていること、などの特徴がある。

## (3) 物品について

本願意匠及び引用意匠に係る物品は、模様及び彩色が施された「コンタクト

レンズ」であるが、同物品は、視力の矯正などの医療上の目的ではなく、虹彩部ないし瞳孔部の外観を変化させる美容上の目的で、使用されるものと解される。

## 2) 類否についての判断

上記認定を基礎に、以下、本願意匠と引用意匠との類否について判断する。

### (1) 「内周部」及び「内周縁部」について

本願意匠は、①「内周部」及び「内周縁部」の全体に、下地として、淡い灰色に着色された直交する直線により、全体に格子状模様が施されているが、下地に施された模様は強い印象を与えないこと、②「内周部」には、灰色に着色され外周部から中心部に向けて延出した「棒状形状」が存在し、「内周縁部」には、濃黒色又は灰色に着色され、内周部から中心に向かって収束する方向に延伸する「棒状形状」（上記各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）が描かれていること、③「棒状形状」は、長ささまざまであるが、いずれも、中心点から、放射状に配置されている点において共通していること、④「棒状形状」のうち長いものは、内周部の棒状形状と連結して、あたかも一本の棒のように描かれている部分があることに、特徴がある。

これに対して、引用意匠は、①「内周部」及び「内周縁部」に、色彩及び大きさにおいて相違はあるものの、いずれも「小円」が配置されており、全体が「小円」の集合によって形成された図形であるとの印象を強く与えること、②特に「内周部」には、薄墨色に着色された小さめの小円が、縦横に等距離において、正確に規則正しく描かれていること、③「内周縁部」は、中心部との境界部分は、大きめの濃黒色の「小円」が、ほぼ例外なく配置されており、「中心部」との境界は、真円を描くように明確に区別されていること、④「内周縁部」における濃黒色小円からなる上記山形形状」と「内周部における濃黒色小円からなる山形形状」とは、距離を置いて離隔して描かれていることに、特徴がある。

上記のとおり、本願意匠における「内周部」及び「内周縁部」は、全体的に淡い灰色に配色された下地に、濃黒色及び灰色に着色され、内周部から中心に向かって収束する方向に延伸する「棒状形状」（各棒形状は、太さ、長さが一様ではなく、また、やや曲がっているものもみられる。）が描かれていること、及び「棒状形状」が連結するように描かれていることなどの点に照らすならば、本願意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、より自然で調和的、かつ穏やかな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。

これに対して、引用意匠における「内周部」及び「内周縁部」は、規則正し

く配置された小円の集合により構成されていること、山形形状部等の全体の模様は、小円の大きさ、濃淡及び配置の相違のみによって表現されていること、山形形状部の高さ等が均一的、画一的であることなどの点において、引用意匠は、看者に対して、ヒトの目との比較において、自然らしさを捨象し、人工的、メカニカルな印象を与えるような美感を有するものと評価できる。

(2) 他の部分について

本願意匠と引用意匠とは、①全体が球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体であること、②曲面体の中心点を囲む「中央円形部」を有すること、③外周部がほぼ黒色で配色されること等において、共通する。しかし、上記各共通点は、ヒトの目に装着するカラーコンタクトレンズとして、全体が球面体の一部を平面によって切り取った透光性を有する曲面体であり、中央円形部を有することは、必然的に選択される形状であること、コンタクトレンズを、虹彩部ないし瞳孔部の外観を変え、大きく際立たせる目的で使用する場合に、外周部がほぼ黒色で配色されることは、必然的に選択される形状であること等から、上記の共通の形状は、意匠の対比に当たり、重要な特徴部分であるとはいえない。

以上のとおりであり、本願意匠は引用意匠と類似しないから、本願意匠は意匠法3条1項3号所定の意匠に該当し意匠登録を受けることができないとした審決の判断は誤りである。原告主張に係る取消事由は、理由がある。

### 3. 検討

本願意匠と引用意匠の差異点は、細部におけるものとも考えられるが、医療上の目的ではなく、虹彩部ないし瞳孔部の外観を変化させる美容上の目的で、使用されるコンタクトレンズという物品の用途が類否判断に影響していると思われる。

しかし、この種のコンタクトレンズには種々のバリエーションが存在するようであり (ex.<http://shop.morecon.jp/shopbrand/034/P/>)、限界事例かもしれない。

(弁理士 土生 真之)